

第4回 千葉東沿岸海岸保全基本計画検討会

～前回(第3回)検討会での意見について～

千葉県

令和6年12月19日(木)

前回(第3回・R6.9.17)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
1	高潮・波浪に対する防護高の算出・海岸保全施設等の目安高の範囲の示し方について	今後の海岸づくりの方針	E委員 海岸地形や背後地の土地利用に応じて個別に丁寧に検討していくということは画期的なことであり、今までにない海岸づくりの計画になっていると思う。 今後は地域に対して分かりやすい説明に展開していけたら良い。	地域の意見をしっかり聞き、海岸づくり会議なども活用して丁寧に事業を進めていく。	—
2		文章の修正、説明の工夫	A委員 資料の一部文章に表記の揺らぎやおかしなところがあるので、公開するのであればきちんとした文章に直すべき。	ご指摘をいただいた表記については修正する。	—
3		文章の修正、説明の工夫	A委員 目安高は、現地の状況によって変わってくるため幅を設定したというニュアンスを強調した方が良い。 B委員 高さについて、地形の複雑さや構造物の配置などによっても変わってくる。 興津港海岸などは水理模型実験など使って検討することも可能性として考えられる。 幅路もって設定したのは、県として適当なところで決めたというわけではなく、それを明確にするべきであるという宇多委員の意見に賛成する。		気候変動に伴う海面水位上昇や台風外力の増大など、国の通知などを基に適切に推算した数値であること、また、各地域海岸における目安高については、幅をもたせ設定することを記載すると共に丁寧に説明していく。

前回(第3回・R6.9.17)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
4	高潮・波浪に対する防護高の算出・海岸保全施設等の目安高の範囲の示し方について	景観 F委員	高さが現行計画から高くなるということは、既に工事が終わっているところは、また更に高さをあげる工事をおこなうということか。観光事業者としては景観も重要視しており、すでに工事が終わったところも計画を見直して工事をし直すということを懸念している。	計画見直し後の高さで整備を行うことについては、海岸づくり会議などで地域の意見も聞いたうえで考えていく。	—
5	高潮・波浪に対する防護高の算出・海岸保全施設等の目安高の範囲の示し方について	景観、今後の海岸づくりの方針 A委員	高さが足りないから付け足すというのであれば用地買収して施設を全て作り変えることになる。そこに道路があると全く海が見えなくなるなど観光にも影響する。 事務局が回答したように一律にこの高さで整備すると決めつけるのではなく、多重防御の考え方などを取り入れることも出来る。 行政だけでなく地域も参画して決めていくなど手間はかかるが納得して進めていくというプロセスを経ないとうまくいかないということではないか。 決めたからそれをすぐにやってくださいというものではない。ただ、海岸管理者としては地域の生命財産を守るという本命があるため、その中でうまく答えを導き出すということ。		施設の整備にあたっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることを市町村や住民に丁寧に説明していく。 また、計画書に記載する。 (P6, 7参照)

前回(第3回・R6.9.17)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目	発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
6	高潮・波浪に対する防護高の算出・海岸保全施設等の目安高の範囲の示し方について	説明の工夫、今後の海岸づくりの方針 E委員	地域に対しては丁寧な説明が必要。 千葉東沿岸はとても人気があり海岸沿いに住宅なども増えているが、そこに高さが足りないからコンクリートの壁をたてるということではなく、面的防護などを取り入れることなど模式図のようなもので説明するのが良いのではないか。 市町村さんが受け取ったときに、何をどう組み合わせでどのように進めていくかというのを、県が寄り添ってお示しになった方がいいと思う。	この計画は2100年に予想される気候変動の影響について検討しており、長期的にみるとこれだけの高さが必要になるということであるが、生活や観光など地域の実情を踏まえて今後は議論していきたいと考えている。	—
7	高潮・波浪に対する防護高の算出	高潮の防護高 C委員	地域海岸⑦, ⑧の区分について、どちらも「片貝漁港北側」と書かれており解りづらい。		解りやすい表記に修正 (P8参照)
8	海岸保全施設等の目安高の範囲の示し方について	今後の海岸づくりの方針 D委員	高さについては目安であり、各地域での議論が活発に展開できる要素であると考えます。 県と地域が一緒になって、この数値をどう取り扱うかが次の課題かなと思う。	地域の方とやり取りをしながら、どのように進めていくかを考えていきたい。	—
9	高潮・波浪に対する防護高の算出	景観 F委員	堤防のかさ上げと水面下に消波ブロックを置くなどの対応を組み合わせることによって、景観が損なわれるというところは解消してくるのかなと思う。	地域の実情や意見をしっかりと聞き、進めていきたいと考えている。	—

前回(第3回・R6.9.17)検討会での意見と回答(今後の対応)

番号	項目		発言者	意見・質問	回答(会議時)	回答(今回)
10	その他	砂浜保全、今後の海岸づくりの方針	A委員	侵食対策として養浜をしようという動きに対しては貝がとれなくなるからやめてほしいという意見もある。 利害関係者ときちんと話し合えるような機会を作っていただいて相互理解を深めるようにして欲しい。	ご指摘のとおり、あらゆる関係者と相互理解を深めながら事業を進めていくということは重要であると考えている。今まで以上に理解していただけるように努めていく。	—
11	その他	安全確保	G委員	防護高に対しては特に意見は無いが、安全の観点では、地域住民や国内外からの観光客のために避難などに関する避難場所や避難方法などのアナウンスが不足していると感じる。	関係部局に伝達し連携を図る。	—
12	その他	砂浜保全、今後の海岸づくりの方針	E委員	砂浜をじっくり観察し、侵食の問題に対して専門家と地域とで未来の構想に役立てて欲しい。 今回の高さに関してはインパクトのある数字ではあるが、2100年までにより良いリゾート地になるようなきっかけになると思う。	地域がどのような整備を望むのか、地域に受け入れられるように考えていきたい。	—
13	その他	高潮対策・津波陸間について	C委員	現在進めている高潮対策はどうなるのか。 また、津波陸間は、高潮時に閉鎖することはあるか。 ※会議当日は通信障害により確認できなかったため、後日確認	—	現在進めている事業はそのまま進める。その上で今回変更する計画については将来を睨み適宜検討していく。 津波陸間は、津波の時に閉めるものと考えている。

あらゆる方策を組み合わせた海岸保全施設等の検討 (面的防護(離岸堤、養浜等)による必要な防護高の低減)

計算で求められた防護高と面的防護の組み合わせのイメージ

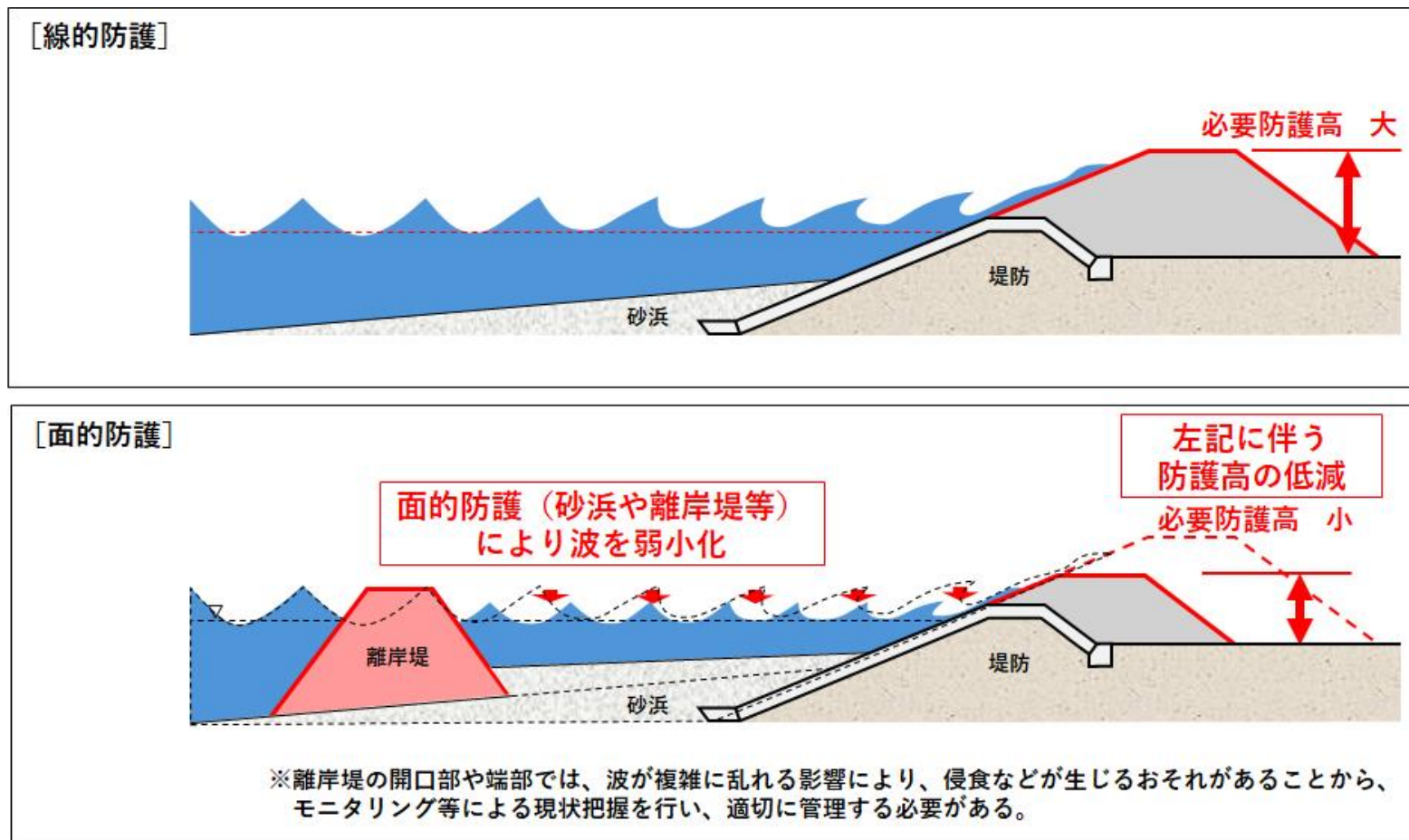
【計算条件】

- ・2100年の施設状況は、現施設の構造形式のままで、気候変動後の防護高さの目安を算定

【防護高】

- ・個々の施設整備の段階で現地状況に適した整備を進めていく
- ・複数の施設による面的防護により防護高の低減も考えられる

防護イメージ図



あらゆる方策を組み合わせた海岸保全施設等の検討 (ソフト対策や関連する分野との連携による防護施設の検討)

津波防災地域づくりに関する法律のイメージ

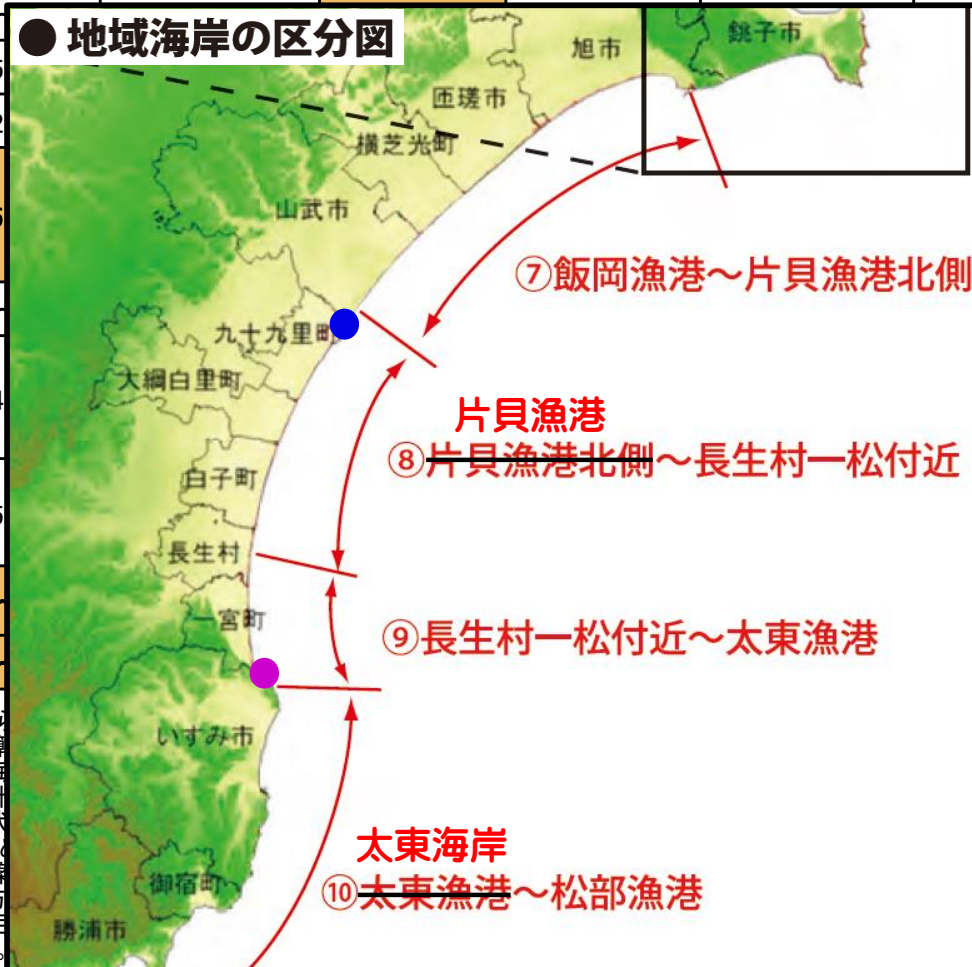


出典: 津波防災地域づくりパンフレットに一部加筆

新たな海岸保全施設等の高さの目安(案)

単位(T.P.(m))

	区間	現行計画			本検討		
		津波	高潮	海岸保全施設等の 高さの目安	津波	高潮	海岸保全施設等の 目安高の範囲 ※6
		設計津波 水位①	高潮・高波から 防護する 施設高さ②		設計津波 水位	高潮・高波から 防護する 施設高さ	
①	銚子漁港(川口外港地区)	1.2	5.0	5.0	2.5	2.0~3.4※1	5.0※5
②	銚子漁港(黒生地区)~酉明浦海岸	6.7	5.0				
③	外川漁港	6.4	5				
④	名洗港(銚子マリーナ)	4.6	2				
⑤	名洗港(名洗町)	6.1					
⑥	銚子市名洗町付近~飯岡漁港 (屏風ヶ浦)	-	5				
⑦	飯岡漁港~片貝漁港北側	6.0	4.0				
⑧	片貝漁港 片貝漁港北側~長生村一松付近	6.0					
⑨	長生村一松付近~太東漁港	6.0, 6.5 (7.8)	4				
⑩	太東海岸 太東漁港~松部漁港	5.7	5				
⑪	鵜原漁港~勝浦市境界	5.5					
⑫	鴨川市境界~千倉海岸	4.9	5.0				
⑬	千倉漁港~館山市洲崎	4.5	5.0				



片貝
漁港
片貝
漁港
北側

太東
海岸
太東
漁港

※1 防波堤を越えた波に対する必要防護高の概略値を表示。港口から「高潮・高波から防護する施設高さ」の設定には、港内波高分布計算
※2 海食崖であり、背後地盤高が津波の水位に対して十分高いため、海
※3 防護ラインにおける設計津波の水位を基に、一部区間で異なる設計
※4 一部箇所設計津波の水位を上回るが、背後地盤高や浸水域の状
※5 地域海岸①では本検討よりも現行の方が高さの目安(案)が高いた
も現行の高さの目安(案)の方が高いため、下限値は現行の目安(案)
※6 海岸保全施設等の目安高は、「設計津波水位」と「高潮・高波から防
においては、代表地点での計算結果をその地域海岸の値として決定
地域海岸における目安高については幅を持たせて設定することとした。
考慮し、詳細な検討を行って決定する。